

「公立刈田綜合病院を取り返しのつかない」ようにしないためにも、詳細の説明もできない、公表もしないこの議案に反対せざるを得ない。

本来であれば、解散に関しては時間をかけ、慎重に審議すべき案件であり、説明会で市民との意見交換を密に行なうて理解を得る必要があつたものと考ええる。結果的に市民の意見を分断するようになつたことは残念でならない。以上の理由から第69号議案に反対である。

賛成 佐久間 儀郎

令和3年10月、白石市外二町組合解散を合意したものの、負債の負担割合において対立し、長く協議がストップしていた。

令和4年6月、本市議会で議決した「公立刈田綜合病院存続のため、白石市外二町組合が指定管理者制度を活用した公設民営による運営を行うことを求める意見書」の取り扱いを巡り、首長が歩み寄り、「白石市外二町組合

を地方自治法第288条の規定に基づき令和5年3月31日をもって解散し、白石市が公立刈田綜合病院を承継する」、「解散に伴う財産処分は、指定管理者の公募を行う前までに決定する」との妥結内容は、8月23日付合意書によつて明らかになつた。7月26日に組合議会で病院設置条例が可決して以降、組合によつて指定管理者の選定を経て、奈良県の医療法人「仁誠会」と11月17日に基本協定を締結し、同日効力が生じている。

首長は、組合の執行機関として協議を積み重ね合意しており、議会それぞれにおいて尊重すべきものと考ええる。住民の健康と命を守り、医療関係者が安心して働ける地域医療の拠点として、公立刈田綜合病院を存続すべく本市に事業承継する内容であり、地域医療の空白を回避する合意は重く、何としても実現すべきものである。

「仁誠会」との基本方針では、「公立刈田綜合病院が仙南医療圏の中核的病院として、良質で信頼される医療提

供体制の構築・確保を図り、将来にわたる安定的かつ持続可能な病院事業を効果的に実施し、もつて福祉の一層の推進を図るもの」としており、いまだ具体像は描き切れていないと感じる。今後、「仁誠会」理事長の陣頭指揮によつて、市立病院事業の準備が加速され、令和5年度協定が締結されることや、本臨時会に上程された白石市病院事業設置等に関する条例および条例施行規則等の審議を通して、市民病院の診療科・医師、看護士等のスタッフ、人員配置など診療体制が明らかになるものと考ええる。病院の具体的なイメージは、当局ならびに仁誠会によつて、市民に対し直接説明できる機会を設定することを期待するものである。

白石市病院事業に向けた一連の流れをさらに先に進めるべきで、立ち止まることは考えられない。以上の理由から第69号議案に賛成である。

◎第70号議案・白石市外二町組合の解散に伴う財産処分について

反対 保科 善一郎

まず始めに、過般の議員説明会において、令和4年度の決算が確定しない段階で、財産処分を行う方針であることが示された。

しかし、令和5年3月31日の組合解散まで不透明な部分も多く、不確定な要素もある中で、議会においても明確な数字も示されていない。

将来、組合の構成市町間において、禍根を残すことにならぬのではないかと強く懸念される。さらに、将来にわたる本市の財政が継続していくことを可能としているのか、納得できる数字も開示されていない。このような状況では審議することも難しく、市民に対して納得していただけるとは到底思えない。

当局においては、速やかに事業承継の対象となる財産の数字を明らかにすること

など、情報公開に努めていただくことを切に願うところである。しかしながら、現時点で明確な数字が示されていない。

以上の理由から第70号議案に反対である。

賛成 佐藤 秀行

組合の解散や本議会への提案内容については、構成市町である1市2町が合意し、それぞれの議会へ提案されたものと理解している。

地方自治法においては、組合の解散に当たり、財産の処分が必要となる場合、「関係地方公共団体の協議によりこれを定める」と規定され、この協議については関係地方公共団体の議会の議決が必要であるとされている。財産処分の方法については特定の決まったルールが存在する訳ではなく、関係地方公共団体の協議によるものとされている。

本案は、組合解散に当たり必要となる財産処分について、公営企業として重要な財